

# 監 査 報 告 書

令和7年5月15日

学校法人 園田学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 園田学園

監事

徳田 耕造



監事

中野 和子



私たちは、私立学校法（令和7年4月1日施行）附則第4条の会計帳簿等に関する経過措置により、令和7年3月31日時点の私立学校法第37条第3項及び学校法人園田学園寄付行為（令和2年10月23日認可）第23条の規定に基づき、学校法人園田学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な稟議書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について調査するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人園田学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、即ち、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上、監査の結果を報告いたします。